

平成 15 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 太平洋セメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 鮫島 章男
(コード番号 5233)
(東証第1部、福証)
問合せ先 広報室長 井澤 邦夫
(TEL 03-6226-9018)

2013年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行条件等の決定に関するお知らせ

平成 15 年 10 月 15 日開催の当社取締役会において決議いたしました 2013 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」といい、本社債の一部をなす新株予約権のみを「本新株予約権」という）の発行に関し、同日開催の当社取締役会においてさらに発行条件等について決定いたしましたので、既に決定済の事項とともに、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額	本社債の発行価額と同額とする。
転換価額※	<u>382 円</u>
(参考)	
決定日(平成 15 年 10 月 15 日)における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所の株価(終値)	<u>242 円</u>
ロ. アップ率 $\{(\text{転換価額}^{\ast}) / (\text{株価(終値)}) - 1\} \times 100$	<u>57.85\%</u>

※本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額を「転換価額」という。

(2) 資本組入額	<u>1 株につき 191 円</u>
(3) 本新株予約権の発行価額	<u>無償とする。</u>

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行なわれません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行なうことはできません。米国において証券の募集が行なわれる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行なわれません。

- (4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値と市場環境等を勘案した本新株予約権の価値を考慮し、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権 1 個の行使に際して払い込みをなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、転換価額は、平成 15 年 10 月 15 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 57.85% 上回る額とした。

2. 本社債に関する事項

- (1) 本社債の額面総額
- (2) 本社債の発行価額
- (3) 本社債の発行価格
(募集価格)

100 億円及び幹事引受会社の権利の行使により 20 億円を上限として追加的に発行される本社債の額面金額合計額並びに本社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額

本社債額面金額の 102%

本社債額面金額の 104.5%

<ご参考>

- (1) 社債の発行総額 100 億円及び幹事引受会社の権利の行使により 20 億円を上限として追加的に発行される本社債の額面金額合計額
- (2) 発行決議日 2003 年 10 月 15 日
- (3) 申込期間 該当なし
- (4) 払込期日及び発行日 2003 年 11 月 5 日 (ロンドン時間)
- (5) 新株予約権の行使請求期間 2003 年 11 月 19 日から 2013 年 10 月 22 日まで (ロンドン時間)
- (6) 償還期限 2013 年 11 月 5 日 (ロンドン時間)

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行なわれません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行なうことはできません。米国において証券の募集が行なわれる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行なわれません。